

沼津市 市民ガイドブック

NUMAZU GUIDE

この冊子は、沼津に住み始める皆さんに、市の各種手続き、保険、ごみの出し方など生活する上で必要な情報を掲載したガイドブックです。

ガイドブックといっても、観光情報などではなく沼津での「暮らし」を、少しでも快適にさせていただくためのご案内です。安全、安心な暮らしのために、もしもの時や困った時などの相談窓口の情報も掲載しています。

「沼津市に住んでいてよかった」、「ずっと沼津市に住み続けたい」と感じていただき、沼津での生活がより快適になることを願い、提供いたします。

INDEX

P2. NUMAZU GUIDE について

P3. 沼津市の情報

P4-7. 各種証明等の手続きについて

P8-12. 健康・福祉・医療

P13. 子育て・教育

P14-16. ごみ

P17. 防災・危機管理

P18. 各種相談

P19. 市政情報

〈ぬまづの宝 100 選 ～ NUMAZU 100 TREASURES ～〉

本市の豊かな自然、歴史、産業、文化などの地域資源の中から、特に個性や魅力のある「沼津の自慢」を100個選定しました。後世につなぎ、伝えていきたい沼津が誇る100の宝。市制100周年を機にリニューアルしたぬまづの宝100選に触れてみてください。

「ぬまづの宝100選特設サイト」から公式ガイドブック(一般・子供向け)もダウンロードできますので、ご覧ください。

<一般向け>



<子供向け>



ぬまづの宝100選

「人・まち・自然が調和し、躍動するまち ～誇り高い沼津を目指して～」

沼津市は、北に富士山を望み、日本一深い駿河湾を囲む美しい海岸線や愛鷹山、さらに香貫山から連なる沼津アルプスの山々、そして街中には狩野川がゆったりと流れる自然に恵まれた都市です。

こうした海・山の自然を背景に、お茶やみかん、あじのひらきなどに代表される農業や水産業、自然条件やユニークな深海生物を活かした観光、東部地域の中心をなす商業、先端技術を誇る工業など、多様な産業がバランスよく発展してきました。

沼津港は、首都圏からも多くの人々が訪れる一大観光スポットとなっており、また、沼津駅周辺には日本屈指といえる BAR 文化が息づくなど、夜のまちもにぎわいをみせます。



沼津市データ

沼津市は、静岡県内では静岡市、浜松市に次ぐ3番目の市として誕生しました。

人口	187,545人
世帯数	93,731世帯
海岸線延長	63.021km
面積	186.82km ²
市制施行	大正12年7月1日

※人口は、令和6年2月1日現在の情報です。
※面積は、令和5年10月1日現在の国土地理院による情報です。



市章

沼津の「ヌ」と、名勝として名高い千本松原の松葉を組み合わせたものです。



市の木「松」

富士山を背景とし美しい景観を織り成す千本松原は、若山牧水や井上靖の作品にも描かれており、沼津ゆかりの木として古くから人々に愛されています。



市の花「はまゆう」

万葉集にも歌われた名花。木綿(ゆう)のような花を付けることから名付けられました。初夏には白い繊細な花が咲き、美しい葉は観葉植物としても知られています。

手続きの窓口

戸籍

戸籍に関する届出について

市役所及び市内11カ所の市民窓口事務所にて届出ができます。

届出	届出期間	届出人	届出場所	届出に必要なもの
出生届	生まれた日を含めて14日以内（国外で生まれた場合は3カ月以内）	父または母	本籍地、所在地または出生地	●出生届（出生証明書）※1 ●母子健康手帳
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内（国外で死亡した場合は3カ月以内）	親族または家主・同居人など関係者	死亡者の本籍地、死亡地または届出人の所在地	●死亡届（死亡診断書）
婚姻届	届出のあった日から効力が生じます	夫と妻	夫または妻の本籍地あるいは所在地	●本人確認ができる証明書※2
協議 離婚届	調停の成立または裁判が確定した日から10日以内	夫と妻	夫婦の本籍地あるいは夫または妻の所在地	●本人確認ができる証明書※2 ●調停調書の謄本または裁判の謄本および確定証明書
転籍届	届出のあった日から効力が生じます	戸籍の筆頭者および配偶者	本籍地または所在地のほか、新本籍地	

※1) 平日に届出の場合、児童手当の請求の手続きもあわせてご案内しています。持ち物については、こども家庭課こども手当係(055-934-4827)にお問い合わせください。

※2) 運転免許証・マイナンバーカードなど官公署が発行する顔写真付きの身分証明書

- ・市役所地下の「休日・夜間窓口」で、開庁時間以外も受け付けています。
- ・届出にともない氏名や住所などの記載事項に変更がある場合は、マイナンバーカード及び国民健康保険証（加入者のみ）をお持ちください（開庁時間のみの対応です）。
- ・届出の際に来庁された人の本人確認をさせていただく場合がありますので、官公署が発行する顔写真付きの身分証明書をお持ちください。

☎市民課(戸籍係) ☎055-934-4722

おくやみコーナー

市に住民登録を有している人が亡くなられた時に必要な市役所内の手続きをまとめて支援します。

事前予約制のため、電話またはメールにてお申し込みください。

☎市民課(おくやみコーナー) ☎055-934-2503

✉ okuyami@city.numazu.lg.jp

登録

住民登録、マイナンバーカード、印鑑登録、パスポート申請などについて

住民登録に関する届出

市役所及び市民窓口事務所にて届出ができます。

届出	届出期間	届出人	届出に必要なもの
転入届（本市に引っ越してきた人）	引っ越しをした日から14日以内	本人または世帯主ほか	●前に住んでいた市区町村発行の転出証明書●マイナンバーカード、住民基本台帳カードのうち交付を受けているもの
転出届（本市から引っ越される人）	引っ越しの日以前		●国民健康保険証（加入者のみ）●後期高齢者医療被保険者証（該当者のみ）●介護保険被保険者証（65歳以上の人）●マイナンバーカード、住民基本台帳カード、印鑑登録証のうち交付を受けているもの
転居届（市内で引っ越された人）	引っ越しをした日から14日以内		●国民健康保険証（加入者のみ）●後期高齢者医療被保険者証（該当者のみ）●介護保険被保険者証（65歳以上の人）●マイナンバーカード、住民基本台帳カードのうち交付を受けているもの
世帯主変更届 世帯分離届 世帯合併届	届出のあった日から効力が生じます	世帯主ほか	●国民健康保険証（加入者のみ）

※届出には本人が確認できる証明書（運転免許証・マイナンバーカード等）が必要です。代理人が届出をする場合は委任状が必要です。詳細は、お問い合わせください。
※外国人の人は、在留カードまたは特別永住者証明書をあわせてお持ちください。

☎市民課(受付係) ☎055-934-4721

マイナンバーカード

市役所及び市民窓口事務所にて手続きできます。

手続き	来庁者	手続きに必要なもの
申請書の交付	本人または同世帯員	●本人確認書類※1
申請補助	本人	●マイナンバーカード交付申請書
カードの交付	本人(原則)※2	●交付通知書●本人確認書類※1●通知カード、住民基本台帳カード、マイナンバーカード(持っている人)
電子証明書		●マイナンバーカード
暗証番号(ロック解除等)		●マイナンバーカード

※1) 運転免許証、パスポート等顔写真付きのもの1点または健康保険証、年金手帳、介護保険証、預金通帳、社員証、学生証等のうち2点

※2) 代理人が手続きする場合は、委任状や本人が来庁できないことを証明する書類等、別途必要書類がありますので、お問い合わせください。

☎市民課(受付係) ☎055-934-4721

印鑑登録

登録できる人

本市に住民登録をしている15歳以上の人（意思能力を有しない人を除く）。詳細は、お問い合わせください。

登録の申請

●即日登録／申請は本人が直接、窓口で行うことが原則です。登録する印鑑（手彫りのもの）と、本人確認のための官公署発行の顔写真付き身分証明書（運転免許証やマイナンバーカード等）を持参して、市民課か市民窓口事務所で申請してください。身分証明書がない場合、沼津市に印鑑登録をしている人が保証人となって登録する方法もあります。詳細は、お問い合わせください。

●郵送／上記以外の場合は、確認のために照会・回答書を郵送します。回答書に必要事項を記入し、本人確認書類及び登録する印鑑を持参のうえ、再度申請した窓口までお越しください。本人が来られない場合は、本人自筆の代理人選任届を添えて代理人が申請してください。

印鑑登録証

印鑑登録をした人に、交付されます。市役所または市民窓口事務所で印鑑登録証明書の交付申請の際に必要となりますので大切に保管してください。

印鑑登録証、登録印の紛失時、廃止時

紛失時はすぐに亡失届を出してください。廃止時には、廃止しようとする印鑑、印鑑登録証が必要です。

☎市民課(受付係) ☎055-934-4721

パスポート

パスポートの申請・交付の手続きは市役所で行っています。初めて申請する場合は市民窓口事務所でもできますが、交付は市役所のみとなります。詳細は、お問い合わせください。

☎市民課(パスポート交付窓口) ☎055-934-4772

税金

個人住民税

1月1日(賦課期日)時点で沼津市に住所がある人は、前年中の所得に応じて課税されます。

●申告について

税額計算の資料として、毎年3月15日までに申告が必要です。申告した内容は、国民健康保険料の算定等の様々な行政サービスの基礎資料となりますので、前年中に所得がなかった人も申告が必要になる場合があります。

●申告の必要がない人

- ・収入が給与所得だけで、支払者から給与支払報告書が沼津市に提出されている人
- ・税務署に所得税の確定申告をした人
- ・上記の人の扶養になっている人

☎市民税課(市民税係) ☎055-934-4735・4736

法人市民税

市内に事務所や事業所がある法人や人格のない社団等にかかる市民税が「法人市民税」です。法人税額(国税)を基に算出される法人税割と、会社の資本金等の額、従業員数から算出する均等割によって課税されます。法人市民税は、決算期末日から2カ月以内に、法人自らが法人税割と均等割とを計算して申告書を提出するとともに、あわせてその税額を納付していただきます。

☎市民税課(法人・諸税係) ☎055-934-4734

軽自動車税(種別割)

4月1日現在の軽自動車等の所有者に課税されます。4月2日以降に廃車・名義変更した場合でも全額課税され月割りはありません。バイク・軽自動車の廃車・名義変更の手続きは3月31日までにしましょう。

また、新規取得、名義変更、廃車は必ず申告を行ってください。詳細は、下記にお問い合わせください。

車種	申告場所
原動機付自転車 小型特殊自動車 ミニカー	市役所市民税課 ☎055-934-4734
軽自動車	軽自動車検査協会 ☎050-3816-1778
126cc以上のバイク	沼津自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2051

☎市民税課(法人・諸税係) ☎055-934-4734

固定資産税

市内に所在する、土地、家屋及び償却資産に対して毎年、1月1日(賦課期日)現在の所有者に課税されます。課税内容の閲覧などもできます。

☎資産税課(土地係) ☎055-934-4737

(家屋係) ☎055-934-4738

(償却資産係) ☎055-934-4739

納税

種類	納期限(令和6年度)
市県民税	普通徴収 7月1日・9月2日 12月2日・1月31日
	特別徴収 徴収した翌月の10日(土・日曜日、祝・休日の場合は次の平日)
固定資産税・都市計画税	4月30日・7月31日 10月31日・1月6日
軽自動車税(種別割)	6月5日

納付は金融機関窓口またはコンビニエンスストアでの納付書による支払いに加え、口座振替、二次元コード等を利用したクレジットカード、インターネットバンキング、スマートフォン決済アプリ等での支払い方法をご用意しています。詳細は、お問い合わせください。

☎納税管理課(管理係) ☎055-934-4730

証明一覧

証明の種類、手数料などについてご案内します

市内には11カ所の市民窓口事務所があります。各市民窓口事務所では、戸籍・住民票・印鑑登録関係のほか、国民健康保険(加入・脱退)の受付、国民年金(加入・脱退・現況届)の受付、小中学校の転入学届、税関係の証明の交付などを行います。また、マイナンバーカードを使ったコンビニ交付では、手数料がお得になる証明書もあります。詳細は、市ホームページをご覧ください。

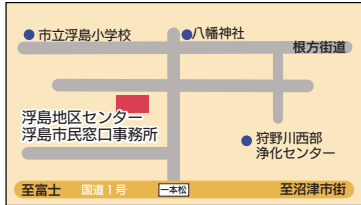
証明の種類	手続きに必要なもの	手数料	交付場所
戸籍の全部事項証明(謄本)	申請者の本人確認書類 代理人が申請する場合は委任状	450円	市民課証明係 ☎055-934-4723
戸籍の個人事項証明(抄本)		450円	
除籍・改製原戸籍の謄本		750円	
除籍・改製原戸籍の抄本		750円	
戸籍の附票		300円	
戸籍届出の記載事項証明	※お問い合わせください	350円	各市民窓口事務所 大岡市民窓口事務所 ☎055-921-2085 大平市民窓口事務所 ☎055-934-3290 西浦市民窓口事務所 ☎055-942-2002 浮島市民窓口事務所 ☎055-966-2009 原市民窓口事務所 ☎055-966-1001 静浦市民窓口事務所 ☎055-931-3004 金岡市民窓口事務所 ☎055-921-2084 片浜市民窓口事務所 ☎055-962-2083 愛鷹市民窓口事務所 ☎055-966-2490 内浦市民窓口事務所 ☎055-943-2044 戸田市民窓口事務所 ☎0558-94-3111
身分に関する証明	申請者の本人確認書類 (本人以外が請求する場合は本人からの委任状)	300円	市民課
住民票の写し	申請者の本人確認書類(住民票の同一世帯以外の代理人が請求する場合は、本人からの委任状)	300円	
全国広域交付住民票 (本籍の記載なし)	申請者の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど官公署が発行した写真付き証明書に限る) ※本人・住民票の同一世帯の人のみ申請可能です	300円	
住民票の記載事項に関する証明	申請者の本人確認書類(住民票の同一世帯以外の代理人が請求する場合は、本人からの委任状)	200円	
不在住に関する証明	申請者の本人確認書類	300円	
不在籍に関する証明		300円	
印鑑登録証明書	本人・代理人を問わず印鑑登録証 (本人の住所、氏名、生年月日が必要)	300円	
課税(所得)証明	申請者の本人確認書類 (住民票の同一世帯以外の代理人が請求する場合は、本人からの委任状)	200円	
土地に関する証明		1筆 200円	
家屋に関する証明		1棟 200円	
納税証明		200円	
軽自動車車検用納税証明	申請者の本人確認書類、車検証(写し)	無料	
転出証明書 ※転出届提出時に発行	国民健康保険証(加入者のみ)、後期高齢者医療被保険者証(該当者のみ)、介護保険被保険者証(65歳以上の人)、マイナンバーカード・住民基本台帳カード・印鑑登録証のうち交付を受けているもの	無料	
税その他証明	※お問い合わせください	200円	市民課証明係 ☎055-934-4723
地籍図	なし	200円	
住宅用家屋の証明	※お問い合わせください	1,300円	

市役所や市民窓口事務所等で手続きできます

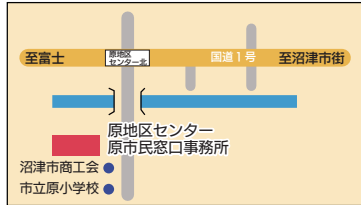
市民窓口事務所 住民登録や戸籍の届出、証明発行、国民健康保険、年金の手続きなどを受け付けています。

地区センター 会議室や調理実習室等が入った、誰でも利用できる地域のコミュニティ施設。利用予約は各地区センターまで。

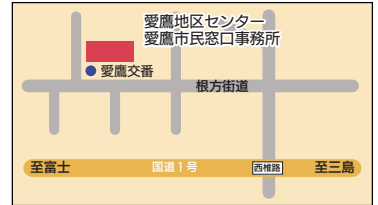
- ① 浮島市民窓口事務所 ☎055-966-2009
 浮島地区センター ☎055-968-1322
 ●平沼 375-1



- ② 原市民窓口事務所 ☎055-966-1001
 原地区センター ☎055-966-0084
 ●原 1200-3



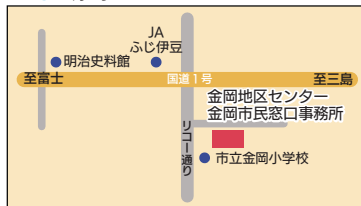
- ③ 愛鷹市民窓口事務所 ☎055-966-2490
 愛鷹地区センター ☎055-966-5301
 ●東原 358-1



- ④ 片浜市民窓口事務所 ☎055-962-2083
 片浜地区センター ☎055-964-0926
 ●大諏訪 46-1



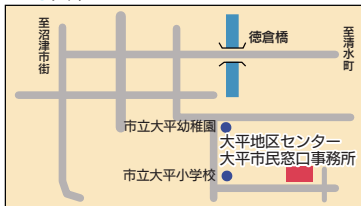
- ⑤ 金岡市民窓口事務所 ☎055-921-2084
 金岡地区センター ☎055-924-5070
 ●江原町 3-1



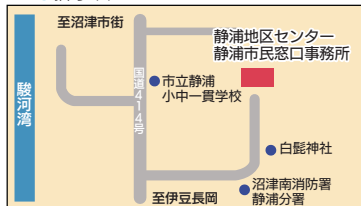
- ⑥ 大岡市民窓口事務所 ☎055-921-2085
 大岡地区センター ☎055-924-0299
 ●大岡 2357-1



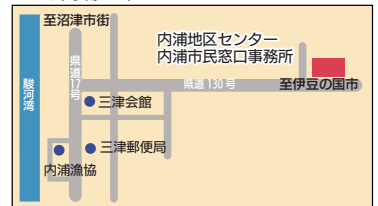
- ⑦ 大平市民窓口事務所 ☎055-934-3290
 大平地区センター ☎055-934-3980
 ●大平 2197-1



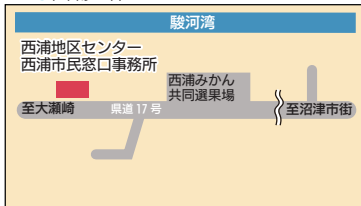
- ⑧ 静浦市民窓口事務所 ☎055-931-3004
 静浦地区センター ☎055-933-2510
 ●獅子浜 34



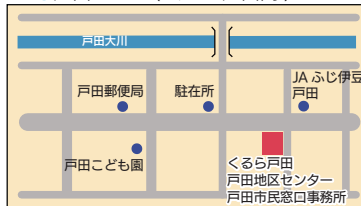
- ⑨ 内浦市民窓口事務所 ☎055-943-2044
 内浦地区センター ☎055-946-1100
 ●内浦三津 249-3



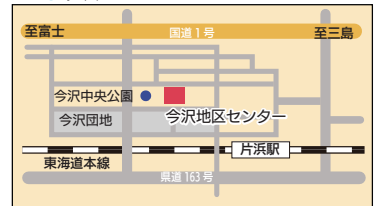
- ⑩ 西浦市民窓口事務所 ☎055-942-2002
 西浦地区センター ☎055-942-2700
 ●西浦立保 22-1



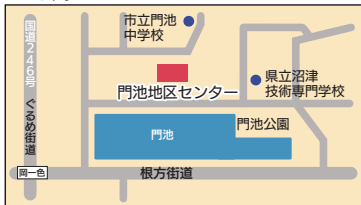
- ⑪ 戸田市民窓口事務所 ☎0558-94-3111
 戸田地区センター ☎0558-94-5100
 ●戸田 1294-3(くらら戸田内)



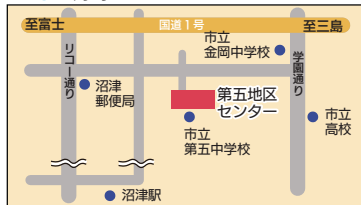
- ⑫ 今沢地区センター ☎055-969-0610
 ●今沢 527-21



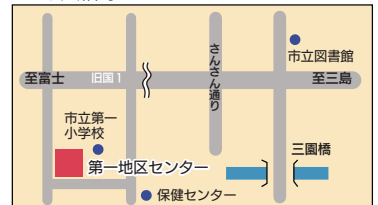
- ⑬ 門池地区センター ☎055-929-0770
 ●岡一色 788-7



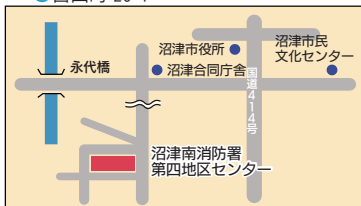
- ⑭ 第五地区センター ☎055-925-8686
 ●五月町 15-1



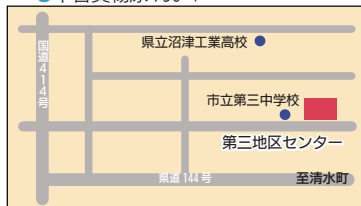
- ⑮ 第一地区センター ☎055-963-5088
 ●八幡町 65-1



- ⑯ 第四地区センター ☎055-933-4411
 ●吉田町 20-1



- ⑰ 第三地区センター ☎055-934-8003
 ●下香貫楊原 750-4



- ⑱ 第二地区センター ☎055-954-1022
 ●本字千本 1910-219



国民健康保険

届出

加入・脱退（75歳到達による後期高齢者医療制度への移行を除く）・変更の際は、届出が必要です。世帯主は、14日以内に国民健康保険課または最寄りの市民窓口事務所で手続きをしてください。

国民健康保険の給付

国民健康保険は、被保険者の皆さんに次のような給付をしています。

①療養の給付…病気やけがのとき、医療機関等でかかった費用の一部（未就学児は2割、就学後から70歳未満は3割、70歳以上75歳未満（後期高齢者医療制度該当者は除く）は2割（現役並所得者は3割）を支払うことにより、診察などの医療を受けられます。

②療養費…急病で被保険者証を持たずに受診したときの医療費や、補装具などの費用の一部

※海外療養費…海外で受診したとき（指定用紙がありますので事前にお問い合わせください）。

③高額療養費…1カ月間（同じ月内）の医療費の自己負担額が高額になり、一定の額を超えた場合、その超えた額（ただし室料差額、入院時食事代などは含みません）が申請によりあとから支給されます。

また、あらかじめ国民健康保険課で「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関に提示すると、窓口での負担が自己負担限度額までとなります。

ただし、保険料の滞納があると原則交付できません。

④高額介護合算療養費…医療費・介護費それぞれの自己負担限度額を適用した後、両方を合計した1年間の自己負担が高額となる場合に、定められた年間の自己負担限度額を超えた分が申請によりあとから支給されます。

⑤出産育児一時金…被保険者が出産したとき

※「出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度」により、出産育児一時金を国保から医療機関等へ直接支払うため、出産時の支払いが出産費用と出産育児一時金の差額で済みます。医療機関等で手続きをしてください。

⑥葬祭費…被保険者が死亡したとき

⑦特定健康診査・特定保健指導…生活習慣病の予防のため、40～74歳の人を対象に特定健康診査・特定保健指導を行っています（後期高齢者医療制度に加入されている人は同制度の健康診査を受けられます）。

国民健康保険課（給付係） ☎055-934-4725

国民健康保険の保険料

被保険者全員にかかる医療分及び後期高齢者支援金分の保険料と、40～64歳の被保険者のみにかかる介護分の保険料を合計した金額が、加入世帯の保険料となります。

医療分の保険料は、加入している被保険者の所得に応じてかかる所得割と加入しているすべての人にかかる均等割及び世帯にかかる平等割を合計した金額で、後期高齢者支援金分の保険料は、加入している被保険者の所得に応じてかかる所得割と加入しているすべての人にかかる均等割を合計した金額です。また、介護分の保険料は、40～64歳の被保険者の所得に応じてかかる所得割とその被保険者にかかる均等割を合計した金額です。

国民健康保険課（賦課係） ☎055-934-4726



後期高齢者医療制度

対象となる人

- ①75歳以上の人
- ②一定の障がいがあると認定を受けた65歳以上75歳未満の人

保険料

被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して個人単位で計算されます。

保険料の納付方法は原則として年金から徴収（天引き）されますが、申し出により口座振替に変更できます。※年度の途中で75歳になられたときや、他市町村から転入された場合などは、しばらくの間は納付書での納付となります。



後期高齢者医療制度の給付

- ①療養の給付…外来・入院ともにかかった費用の1割～3割(割合は世帯の所得による)を負担することにより、医療を受けられます。
- ②療養費…補装具やマッサージ等の費用の一部が支給されます。
- ③葬祭費…被保険者が死亡したとき、葬祭執行者に支給されます。
- ④高額療養費…1カ月間(同じ月内)の医療費の自己負担額が高額になったときは、一定の額を超えた額が支給されます。
- ⑤高額介護合算療養費…1年間(毎年8月から翌年7月末まで)の医療費と介護費の自己負担額の合計が高額になったときは、申請により一定の額を超えた額が支給されます。

☎国民健康保険課(高齢者医療係) ☎055-934-4728



国民年金

加入者の種類

- ①第1号被保険者：学生・自営業者・無職の人など
- ②第2号被保険者：厚生年金・共済年金の加入者
- ③第3号被保険者：②に扶養されている配偶者
また、次の人は、希望により加入することができます。
- 外国に住む20歳以上65歳未満の日本人
- 受給資格期間が不足したり、満額の年金額に達しない65歳までの人(65歳まで加入しても、なお期間が不足し、年金を受けることができない場合は、70歳まで加入することができます。昭和40年3月以前生まれに限る)。

こんなときは市民課または市民窓口事務所に届出を

- 就職したとき、退職したとき
- 第3号被保険者が扶養をはずれたとき、または離婚したとき

こんなときは、会社等を通じて年金の手続きを

- 厚生年金保険や共済組合などの加入者の配偶者として扶養されたとき(第3号被保険者該当届)
- 第2号・第3号被保険者が住所変更、氏名変更をしたとき

こんな年金が受けられます

- 老齢基礎年金 / 保険料を10年以上納めた人が65歳から受けられます。
- 障害基礎年金 / 加入中の病気やけがで1・2級程度の障がいの状態になったとき一定の条件で受けられます。
20歳前に初診日があり、1・2級程度の障がいの状態である人も障害基礎年金が支給されます。この場合、本人に一定以上の所得があると支給停止されることがあります。
- 遺族基礎年金 / 加入者が亡くなったとき、一定の条件で18歳未満の子のある配偶者または子に支給されます。このほか、寡婦年金、死亡一時金などがあり、条件に応じて支給されます。

☎市民課(国民年金係) ☎055-934-4724

☎沼津年金事務所 ☎055-921-2201

保 健

乳幼児から高齢者まで、各種健康診査や健康教育、健康相談、家庭訪問、栄養相談、予防接種などを行っています。
 詳細は、保健センター、市民課で配布している「沼津市保健ガイド【子ども】」「沼津市保健ガイド【成人】」、市ホームページをご覧ください。

☎保健センター(健康づくり課) ☎055-951-3480 ☎保健センター戸田分館 ☎0558-94-3970

各種健康診査

健診の種類	対象者※1	検査項目・注意事項	健診会場	健診料※2	
特定健康診査	40歳以上の国民健康保険加入者	問診、身体測定、血圧・腹囲測定、尿検査、血液検査(血糖・脂質・肝機能等)、心電図、眼底検査等	個別：実施医療機関 集団：各健診会場	800円 今年度75歳になる人は無料	
健康診査	後期高齢者医療制度加入者等			無料	
がん等の検診	肝炎ウイルス検診	過去に受診していない40歳以上の人	問診、血液検査	1,400円	
	前立腺がん検診	50歳以上の男性	問診、血液検査	1,000円	
	大腸がん検診	40歳以上の人	問診、検便(免疫学的便潜血反応検査)	500円	
	胃がん検診	35歳以上の人	問診、バリウム服用後の胃部レントゲン検査	個別：実施医療機関 集団：各検診会場	1,400円 800円
		昨年度内視鏡検査を受診していない50歳以上の人	問診、胃部内視鏡検査・バリウム検査のいずれか	個別：実施医療機関	内視鏡：2,000円
	乳がん検診	昨年度受診していない40歳以上の女性	問診、マンモグラフィ検査	個別：実施医療機関 集団：各検診会場	2,000円
	子宮頸がん検診	20歳以上の女性	問診、内診、細胞診 ●体部は医師が必要と認めた場合のみ実施できます	個別：実施医療機関	頸部：1,000円
				集団：各検診会場	頸体部：1,700円 頸部：800円
肺がん検診	40歳以上の人(喀痰検査：50歳以上・喫煙指数600以上の人)	問診、胸部レントゲン撮影、(喀痰検査) ●結核検診を受けた人は受診できません	個別：実施医療機関 集団：各検診会場	800円 喀痰あり1,000円	
結核検診	65歳以上の人	胸部レントゲン撮影 ●事業所・医療機関等で受診する人、肺がん検診を受けた人は受診できません	集団：各検診会場	無料	
歯周病検診	20歳以上の人	歯周ポケットの測定、むし歯の有無等、ブラッシング指導	集団：各検診会場	無料	

※1) 対象者の年齢は、令和7年3月31日時点です。

※2) がん等の検診については、70歳以上の方は無料です(胃がんの内視鏡検査を除く)。

※健診日時、会場、予約の有無等の詳細は、広報ぬまづ6月1日号と同時配布の「特定健診・がん検診のご案内」または市ホームページをご覧ください。

生活習慣病予防等保健事業

事業名等	内容	対象	実施会場	申込	開催日
健康度測定	骨密度、体組成（体脂肪率・内臓脂肪レベル・筋肉量・基礎代謝量等）の測定と結果説明を行います。 ※骨粗しょう症の治療中の人は主治医へご相談ください。	20歳以上の人	保健センター	要予約	月～金 8時30分～17時15分 （祝日は除く） ※開催除外日がありますので、お問い合わせください
生活習慣病栄養相談	来所及び電話による生活習慣病予防に関する栄養相談を行います。 対象：糖尿病・脂質異常症・高血圧症・肥満等の心配があり、食事改善を希望する人	20歳以上の人	保健センター	<ul style="list-style-type: none"> 来所による相談は、要予約 電話による相談は、随時受付 	
健康相談	来所及び電話による健康（体とこころ）、禁煙、健診結果等に関する相談を行います。	20歳以上の人	保健センター及び戸田分館		
健康づくり出張講座	保健師等が出張し、生活習慣病予防や女性の健康など、健康づくりに関する講話や運動等を行います。詳細は、お問い合わせください。	概ね20～64歳の10人以上のグループ・団体	市内公民館等	開催希望日の1カ月前までにお申し込みください	申込者が希望する日時
特定保健指導	特定健康診査の結果、腹囲またはBMIと脂質、血糖、血圧が基準値を超えた方に生活習慣改善のための保健指導を行います（脂質、血糖、血圧の服薬者は除く）。対象者には通知を送ります。	40歳以上の国民健康保険加入者で、特定健康診査の結果「動機付け支援」「積極的支援」の該当者	保健センター（家庭訪問での指導も実施します）	要予約	通知に記載 ※その他日程はお問い合わせください

高齢者の予防接種

定期予防接種	対象者	接種券発送時期
インフルエンザ（一部公費負担）	満65歳以上の人	9月末または満65歳の誕生日の数日前
高齢者肺炎球菌（一部公費負担）	満65歳の人	対象者に随時発送（過去に接種が済んでいる人には送付されません）

※予防接種対象者には、接種券を個別に郵送します。

※60～64歳の人で国が認める人も対象者になります。接種を希望する人は保健センターにご連絡ください。

※インフルエンザの予防接種については、広報ぬまづ9月15日号と同時配布の「インフルエンザ予防接種についてのお知らせ」をご覧ください。

福 祉



社会福祉

生活保護の相談や、配偶者等の暴力による被害の相談に応じます。詳細は、P18各種相談の相談一覧をご覧ください。

☎社会福祉課

(生活保護1・2係) ☎055-934-4822・4823

(生活支援係) ☎055-934-4863・4825

障がい者福祉

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請を受け付けています。受けられるサービスや手当については、障がい福祉課で配布している「福祉サービスのしおり」をご覧ください。市ホームページでもご覧になります。

☎障がい福祉課 ☎055-934-4829



高齢者福祉

生きがいづくりや介護予防等の事業を実施しています。高齢者やその家族等が抱える様々な心配事、悩み事の相談にも応じます。詳細は、P18各種相談の相談一覧をご覧ください。



☎長寿福祉課 ☎055-934-4834

介護保険

要介護認定の申請を受け付けています。申請の仕方、利用できるサービスについては、介護保険課で配布している「ぬまづの介護保険利用ガイドブック」をご覧ください。市ホームページでもご覧になります。

☎介護保険課 ☎055-934-4836



手当の支給申請や、転入学の手続きなどがあります。

手当・医療費助成・相談

●児童手当、こども医療費助成、児童扶養手当等
上記の手当等を実施しています。また、ひとり親家庭専用相談窓口があります。

☎こども家庭課(手当・医療費助成) ☎055-934-4827
(ひとり親家庭相談) ☎055-934-4868

●伴走型相談支援と出産・子育て応援給付金
全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできるように、妊娠期から子育て期まで一貫した相談支援に併せ、経済的支援をしています。

☎保健センター(健康づくり課) ☎055-951-3480

保育所(園)など

保育所(園)・認定こども園(保育園部)・小規模保育事業所の入所(園)、乳幼児の一時預かりなどのご相談を受け付けています。なお、3人以上の子供がいる世帯の保育料の軽減を実施しています。

☎子育て支援課 ☎055-934-4826

幼稚園

幼稚園および認定こども園(幼稚園部)があります。4月入園の場合は、10月1日から募集が始まりますので、希望する園に直接お申し込みください。

☎子育て支援課 ☎055-934-4826

小・中学校

転入学の手続きは、住所異動手続きの際に交付される「転入学通知書」を指定校に提出してください。指定校以外の学校を希望する場合は、条件がありますので、ご相談ください。

☎学校教育課 ☎055-934-4808

保護者が共働きなどで昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後児童クラブを開設しています。

☎放課後児童クラブ連絡協議会(子育て支援課内) ☎055-934-4842

予防接種・健康診査など

母子健康手帳の交付や、予防接種、乳幼児の健康診査や各種育児教室などを開催しています。

☎保健センター(健康づくり課) ☎055-951-3480
保健センター戸田分館 ☎0558-94-3970

各詳細は、子育て支援課、市民課でお配りしているぬまづ子育てガイドブック「いきいきぬまづっこ」をご覧ください。

R6年4月からこども家庭センターを開設!

こども家庭センターでは妊産婦や子供、妊娠や子育てに関する相談を受けています。

家庭相談員や母子保健コーディネーター、子育てコンシェルジュが一体的に相談支援に対応します。まずは一人で悩まず、気軽にご相談ください。

相談日時 平日、8時30分～17時15分
(祝日及び年末年始を除く)

相談場所 こども家庭センターほか
※詳細は、子育てポータルサイトをご覧ください。

☎こども家庭センター ☎055-951-1212

沼津市子育てポータルサイト Proud NUMAZU kosodate

「Proud NUMAZU kosodate」は、子育てをする全ての人々が楽しく子育てできるようにという想いを込めて、ママやパパたちの意見を取り入れながら作成したサイトです。

市からのお知らせや保育所等の募集情報、子育て支援センターの紹介など、子育て情報が満載です。

☎子育て支援課 ☎055-934-4842



子育て中のパパママライターが、沼津の遊び場や子育て世代に役立つ情報等をInstagramで発信していますので、ぜひ、フォローをお願いします。



ごみの出し方、分別について

クリーンセンターや市役所7階環境政策課、お住まいの地域の市民窓口事務所でお配りしている「ごみの分別・減量ガイドブック」と「ごみの年間収集計画表」を参考に、正しく分別して決められた日に決められた場所へ出すよう、ご協力ください。

☎クリーンセンター管理課 ☎055-933-0711

☎クリーンセンター収集課 ☎055-933-0768



燃やすごみ

集める日 週2回

ごみの年間収集計画表で確認してください

集める場所

燃やすごみの集積場所

出し方 指定袋

朝8時までに出してください

生ごみ



少量の木の枝・草



紙くず(リサイクルできない紙)



その他



汚れたプラスチック製容器包装



衛生処理が必要なもの



プラスチック製容器包装

集める日 週1回

ごみの年間収集計画表で確認してください

集める場所

プラスチック製容器包装の集積場所

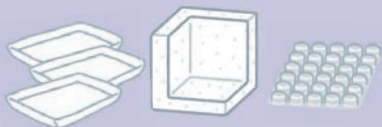
出し方 指定袋

朝8時までに出してください

ボトル・カップ類



発泡スチロールの容器・緩衝材



ポリ袋・ラップ類



あみ・ネット類



が目印です



エコルンブルー エコルングリーン

汚れを落としてから出してください。

集める日 月1回

ごみの年間収集計画表で確認してください

集める場所

資源回収の集積場所

出し方

種類別にそのまま又は束ねて
(缶類・ペットボトルは回収袋へ)

朝8時までに出してください

缶類



びん類



金属類



古紙類



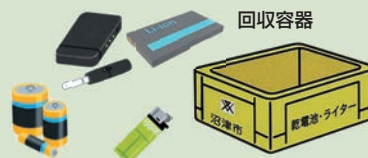
古布類



ペットボトル



乾電池・ライター・電子タバコ



※令和6年4月から充電式電池、モバイルバッテリーも出せます。



集める日 月1回

ごみの年間収集計画表で確認してください

集める場所

埋め立てごみの集積場所

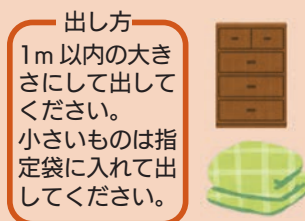
出し方 各項目を参照

朝8時までに出してください

せともの・ガラス・ゴム製品類(①類)



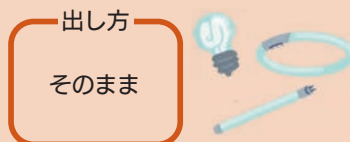
焼却粗大ごみ(②類)



熱源利用プラスチックごみ(③類)



蛍光管



※割れたものは指定袋に入れて、「蛍光管」と書いて出してください。

※電池を外してください。電池を外せない充電式小型家電は、資源回収の日に「黄色いコンテナボックス」に入れてください。

ごみ分別無料アプリ 「さんあ〜る」をご利用ください!!

「さんあ〜る」はごみの分別やごみ出しの日程について情報が得られるほか、ごみに関するクイズなど、ごみの知識を楽しく学べる機能があります。



さんあ〜る
アイコン

各ストアより「さんあ〜る」で検索し、ダウンロードしてください。下記の二次元バーコードからもダウンロード可能です。



Download on the
App Store



GET IT ON
Google Play

※通信料は利用者負担となります。

☎クリーンセンター管理課

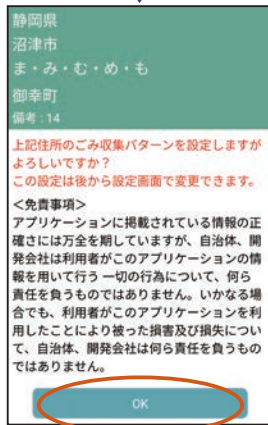
☎055-933-0711 FAX055-931-7724

初期(地区)設定



都道府県一覧から「静岡県」を選択し、自治体一覧から「沼津市」を選択します。「あいうえお」別に地区を掲載しているので、該当する項目を選択し、地区を設定してください。

選んだ地域を確認し「OK」をタップします。



通知設定



「メニュー」→「設定」から、ごみ出し日通知のON/OFFの設定と通知するごみの区分及び通知時間の設定が可能です。

インフォメーション通知をONにすることで、自治体からのお知らせをリアルタイムで確認できます。

「さんあ〜る」でできること

「さんあ〜る」は「ごみの分別・減量ガイドブック」と「ごみの年間収集計画表」の両機能を有するアプリです。収集日を知らせてくれる機能もあります。



収集カレンダー

収集日をカレンダー形式で確認できます。

ごみの分別ガイド

基本的なごみの分け方や出し方、注意点を確認できます。

品目検索

ごみの品目名から、分別方法を検索できます。

チャットボット機能

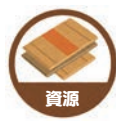
AIがごみの分け方をチャット形式で24時間回答します。

クイズ

分別方法やリサイクルについて楽しく学ぶことができます。

その他

ごみ減量・資源化推進協力事業所「すまいるしょっぴ」や小型家電回収拠点などの情報を確認できます。



さんあ〜る



ぜひご利用
ください!

地震や津波が起こった場合の対策や事前準備について

災害が起こる前に

日頃から災害に備えた準備を行いましょう。

- 「地震・津波ハザードマップ」や市ホームページ等で津波等により浸水が想定される地域を確認し、該当する場合は、津波避難ビルや津波避難路等の緊急避難先を決めておく
- 寝室や廊下の家具等が倒れないようにする
- 7日間分の水、食料を備蓄する
- 非常持ち出し品を準備する
- 地域の防災訓練に参加する など



市ホームページに掲載されている各種ハザードマップ。お住まいの地区のマップをご確認ください。

災害が起こったら

まずは自分の身の安全を確保し、同報無線、危機管理情報メール、テレビ、ラジオ等から情報収集しましょう。

- 同報無線…災害発生情報、市政情報、12時と17時の定時試験放送を放送します。
- 危機管理情報メール…地震、台風情報や気象警報などの危機管理情報と、同報無線放送の情報をメールで配信します。

また、津波の危険がある地域では、突発的な地震が発生した場合は、津波避難ビルや津波避難路等を利用して「少しでも早く高い所」へ逃げましょう。

☎危機管理課 ☎055-934-4803

避難生活

大きな災害が発生し、自宅で生活できない人は、避難所での生活を余儀なくされる場合があります。避難所は自主防災会が中心になり、避難者が助け合いながら運営します。

☎危機管理課 ☎055-934-4803

危機管理情報の取得にお役立てください

●沼津市公式防災アプリ

沼津市公式防災アプリは、以下の機能を備えており、災害発生時・平常時を問わず無料(*)でご利用いただけます。

- お知らせ機能
- 防災マップ機能
- 安否確認機能
- 情報収集機能

アプリのインストールはご利用のスマートフォンに合わせてAppStoreまたはGooglePlayをご利用ください。

*通信料は利用者負担となります。



●危機管理情報メール

登録した皆さんに、沼津市が把握している危機管理情報・同報無線情報を配信しています。市公式ホームページから登録できます。パソコン・メール機能のある携帯電話に対応しています。



詳細はこちら

●危機管理情報 X(エックス)

市の緊急情報公式アカウントです。地震や台風等の災害情報や、緊急情報の速報をお伝えします。

Xで@kinkyu_numazu をフォローしてください。なお、「市公式 LINE」でも同様の情報を発信しています。

●同報無線自動応答システム

☎055-955-5255

大雨の時など、同報無線が聞き取りにくく、避難指示等を聞き逃してしまった場合に、市民の皆さんが放送をもう一度確認することができるよう、自宅の電話や携帯電話から、放送した内容を確認できる自動応答システムを運用しています。

●自動架電システム

スマートフォンやメール等が使えない人のために、避難指示等の危機管理情報を、登録した電話番号に自動でお知らせするシステムを運用しています。利用には申請が必要です。詳細は、お問い合わせください。

☎危機管理課 ☎055-934-4803

相談一覽



暮らしのなかで様々な困り事や相談事があるときは、一人で悩まず市役所や各相談窓口にご連絡ください。相談内容により連絡先が異なります。

相談の種類	とき	ところ	相談内容	相談担当者	連絡先
市政・一般相談	土・日曜日、祝・休日を除く毎日、8時30分～17時15分	市民相談センター	一般相談、市の仕事についての要望や意見など	市職員	市民相談センター ☎055-934-4700 消費生活センター ☎055-934-4841
消費生活相談		消費生活センター	消費生活全般	消費生活相談員	
法律相談	第1・3水曜日、13時～16時	市民相談センター	法律問題全般	弁護士会	
人権相談	(要予約)		人権問題	人権擁護委員	
戸田地区人権相談	10・12・3月の第2水曜日、13時～16時(要予約)	くるら戸田	人権問題	人権擁護委員	
行政相談	第2・4水曜日、10時～15時(要予約)	市民相談センター	国・県・市などの行政サービスなどに関する要望や苦情など	行政相談委員	
戸田地区行政相談	第2水曜日(1・8月を除く)、10時～12時(要予約)	くるら戸田			
司法書士相談	第3火曜日(8月を除く)、13時～16時(要予約)	市民相談センター	相続、遺言、贈与、不動産登記、成年後見など	司法書士会	
不動産取引相談	第1木曜日(1・5月を除く)、13時～16時(要予約)		借家、アパート等の賃貸借、不動産売買など	宅地建物取引業協会	
測量・登記相談	第2木曜日、13時～16時(要予約)		測量・登記・境界問題など	土地家屋調査士会	
多重債務相談	金曜日、13時～17時(要予約)		債務整理、消費契約問題、金銭トラブルなど	弁護士会	
交通事故相談	土・日曜日、祝・休日を除く毎日、8時30分～17時			交通事故全般	
生活相談	土・日曜日、祝・休日を除く毎日、8時30分～17時15分	社会福祉課	生活保護についての相談	市職員	
女性相談			配偶者等の暴力についての相談		社会福祉課生活支援係 ☎055-934-4825・4863
健康相談	土・日曜日、祝・休日を除く毎日、8時30分～17時15分(要予約)	保健センター、保健センター戸田分館	母子の健康・育児相談、成人の健康相談、骨密度測定、体組成測定など	保健師、看護師など	保健センター(健康づくり課) ☎055-951-3480 保健センター戸田分館 ☎0558-94-3970
	土・日曜日、祝・休日を除く毎日、8時30分～17時15分	保健センター	妊娠期から子育て期にわたる相談全般	保健師など	マミーズほっとステーション ぬまづ ☎055-951-3687
生活習慣病栄養相談	土・日曜日、祝・休日を除く毎日、8時30分～17時15分(面接相談のみ要予約)	保健センター	生活習慣病予防に関する栄養相談	栄養士	健康づくり課 ☎055-951-3480
子育て相談	土・日曜日、祝・休日を除く毎日、10時～17時	子育て支援課	子育てに関する相談	子育てコンシェルジュ	子育て支援課 ☎055-934-4826
	水・日曜日、祝・休日を除く毎日、10時～17時	沼津っ子ふれあいセンター			沼津っ子ふれあいセンター ☎055-952-8077
ひとり親家庭相談	土・日曜日、祝・休日を除く毎日、8時30分～17時15分	こども家庭課	ひとり親家庭相談	市職員	こども家庭課 ☎055-934-4868
健康・介護相談	第1・3水曜日(祝・休日、休館日を除く)、10時～12時	サンウェルぬまづ(ぬまづ健康福祉プラザ)	健康、介護予防の相談	看護師など	(福)沼津市社会福祉協議会 ☎055-922-1350
福祉生活相談	土・日曜日、祝・休日、休館日を除く毎日、10時～12時、13時～15時		生活上の心配事についての相談	民生委員・児童委員、学識経験者等	
ボランティア相談	土・日曜日、祝・休日、休館日を除く毎日、9時～17時		ボランティア活動に関する相談	社会福祉協議会職員・沼津市ボランティア連絡協議会	(福)沼津市社会福祉協議会 ☎055-922-1500
結婚相談	第1・4水曜日、第2日曜日(祝・休日、休館日を除く)、10時～12時、13時～15時		結婚に関する相談(登録制)	民生委員・児童委員、学識経験者等	(福)沼津市社会福祉協議会 ☎080-8493-7220
権利擁護相談	第1木曜日、13時～16時、第3木曜日、13時30分～16時30分(いずれも祝・休日、休館日を除く(要予約))		成年後見制度など権利擁護についての相談	第1木曜日：弁護士会 第3木曜日：司法書士会	沼津市成年後見支援センター ☎055-924-4455
育児相談	日曜日、休館日を除く毎日、9時30分～16時		育児に関する相談	保育士	ふれあい交流室(サンウェルぬまづ内) ☎055-922-1501
生活困窮相談	日曜日、祝・休日、休館日を除く毎日、9時～17時45分		生活困窮から自立を図るための相談	自立相談支援センター相談支援員	自立相談支援センター ☎0120-86-1620
教育相談	土・日曜日、祝・休日を除く毎日、面接相談(要予約)＝9時～17時、電話相談＝10時～19時(やまびこ電話 ☎055-951-7330)	青少年教育センター	学校生活・対人関係・発達・子育て・進路・非行・不登校など、青少年に関する相談	市職員(やまびこ電話は電話相談員)	青少年教育センター ☎055-951-3440
高齢者相談	土・日曜日、祝・休日を除く毎日、8時30分～17時15分	基幹型地域包括支援センター	高齢者の生活上の心配事についての相談	市職員	長寿福祉課基幹型地域包括支援センター ☎055-934-4865
障がい者相談支援	土・日曜日、祝・休日を除く毎日、8時30分～17時15分	障がい者基幹相談支援センター	障がいに関する相談	市職員	障がい福祉課障がい者基幹相談支援センター ☎055-934-4833 FAX 055-934-2631
外国人のための生活相談	土・日曜日、祝・休日を除く毎日、8時30分～17時	地域自治課	外国人のための行政手続きや生活に関する相談	英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語他テレビ通訳等による多言語対応あり	地域自治課多文化共生係 ☎055-934-4717

沼津市では市民の皆さんの多様なライフスタイルに合わせて様々な情報発信をしています。パソコンやスマートフォンでも見られる情報もたくさんあります。ぜひご活用ください。 ④広報課 ☎055-934-4703

ホームページ

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/>



沼津市公式ホームページでは、様々な市政情報をお知らせしています。よく利用されている項目や、ライフイベントごとに、皆さんが必要としている情報に簡単にアクセスすることができます。各種手続きに必要な申請書のダウンロードも可能です。

沼津市のことを調べる時は、市公式ホームページをご利用ください！

Pick UP!!

フォト＆ムービーライブラリーでは、四季折々の見どころや富士山ビュースポットを始め、沼津の食や名勝、文化財、イベントの様子など沼津の溢れる魅力を身近に感じられる写真や動画を1300点以上掲載しています。また、ドローンを活用した企画を随時実施し、空撮ならではの新たな魅力を発見できる映像、写真コンテンツの充実を図っています。

ここに掲載している写真等は自由に様々な素材としてお使いいただけます（写真等の利用についての詳細は、掲載している注意事項をご確認ください）。



広報めまづ

毎月1日と15日(1月は15日号のみ)に、市政の紹介や沼津に関係の深いニュース、お知らせ等を掲載した広報紙を発行しています。



各種SNS

沼津市では、Facebook、Instagram、X(旧Twitter)、LINE、Yahoo! くらしなどを利用し、沼津の魅力や旬な情報、緊急情報、くらしの情報などを発信しています。

また、観光情報や子育て情報、消費生活情報などを集めた課ごとのフェイスブックページや、サイクリング、リノベーションまちづくりなど沼津市が推進するプロジェクトをお知らせするSNSもあります。



SNS 一覧はこちら



沼津市 市民ガイドブック
NUMAZU GUIDE

発行：沼津市役所広報課
〒410-8601 静岡県沼津市御幸町 16-1
☎055-934-4703